



## 銃砲所持者の皆様へ

**6月1日に改正銃刀法が一部施行になりました。**

### 1 施行の要旨（6月1日施行分）

#### (1) 受診命令等

公安委員会は、銃砲等の所持者に対し、欠格事由に該当しているのか調査するため、必要な報告を求めたり、また指定する医師の診断を受けることを命ずることができます。

#### (2) 銃砲の保管

公安委員会は、銃砲等の所持許可者に対する受診命令などの調査を行う間、許可した銃砲等の提出を受け、最長30日間保管することができます。

#### (3) 申し出制度

だれでも、同居する人、付近に居住する人や勤務先を同じくする人で、所持者の言動などから人の生命、身体等に危害を与えるおそれがあると思われる場合には、公安委員会に申し出ることができます。

### 2 その他の改正点（12月4日までに施行）

- 欠格事由の追加、欠格期間の延長
- 認知機能検査の導入（75歳以上）
- 医師の診断書の添付の義務化
- 射撃技能講習の新設
- 実包に関する帳簿への記載
- 年少射撃資格

等

